

## 議案第66号

### 取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，後期高齢者医療保険料に係る督促手数料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

## 取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>100円</u> とする。	(保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>50円</u> とする。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。